

平成29年第4回市議会(定例会)
付議案件綴及び同説明資料綴

(その1)

堺 市

目 次

	頁
議案第 126 号 堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例	3
議案第 127 号 堺市営住宅条例の一部を改正する条例	5
議案第 128 号 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例	7
議案第 129 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第 130 号 関西広域連合規約の変更に関する協議について	19
議案第 131 号 当せん金付証票の発売について	23
議案第 132 号 市道路線の認定及び廃止について	25
報告第 18 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	49
報告第 19 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	55

平成29年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成 29 年 11 月 27 日

堺市長 竹 山 修 身

- 議案第 126 号 堺市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例
- 議案第 127 号 堺市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 128 号 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例
- 議案第 129 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 130 号 関西広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第 131 号 当せん金付証票の発売について
- 議案第 132 号 市道路線の認定及び廃止について
- 報告第 18 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 19 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市ラブホテル建築等規制条例の 一部を改正する条例

堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和 58 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項第 1 号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正について

1 改正の趣旨

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）により都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）が一部改正され、新たな用途地域として田園住居地域が創設されたことに伴い、当該地域の周辺の良い生活環境の維持形成及び青少年の健全育成のため、本条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する同意の基準に田園住居地域を加えることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市営住宅条例の一部を改正する条例

堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条の13」を「第45条の16」に改める。

第2条第1号イ中「同法」を「改良法」に改める。

第30条から第31条の2までの規定中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市営住宅条例の一部改正について

1 改正の趣旨

公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 200 号）による公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(堺市道路占用料条例の一部改正)

第1条 堺市道路占用料条例(昭和28年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて算定する。

第2条第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に改め、「とき」の次に「、及び算定した占用料の額が道路の占用1件につき1円に満たないとき」を加える。

第10条第1項本文中「督促状指定期日」を「督促状指定期日の」に改め、同条第2項中「365日当り」を「365日当たり」に改める。

第11条中「えない」を「得ない」に、「督促手数料」を「又は督促手数料」に改める。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,600円
	第2種電柱		2,400円
	第3種電柱		3,300円
	第1種電話柱		1,400円
	第2種電話柱		2,200円
	第3種電話柱		3,100円
	その他柱類		140円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	8円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	840円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,200円	

	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	3,400円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	59円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			84円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			130円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			170円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			340円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			590円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			840円
	外径が1メートル以上のもの			1,700円
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,700円
	地下に設ける通路			1,000円
	その他のもの			2,800円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	34円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	340円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	340円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,400円
	標識		1本につき1年	2,200円

旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	34円	
	その他のもの	1本につき1月	340円	
幕(令第7条第4号に掲げる工事事務施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	34円	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	340円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,400円	
	その他のもの		1,700円	
令第7条第2号に掲げる発電設備		占有面積1平方メートルにつき1年	2,800円	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事事務施設及び同条第5号に掲げる工事事務材料		占有面積1平方メートルにつき1月	340円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			280円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.013を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	

令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.013を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額

(堺市準用河川占用料条例の一部改正)

第2条 堺市準用河川占用料条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「規定する許可」の次に「(以下単に「許可」という。)」を加え、「1年を超えるものに係る」を「複数年度にわたる場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、既存の占用物件を継続して占用するに当たり新たに許可を受けた場合における初年度分の流水占用料等については、当該年度の5月31日までに徴収する。

第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(督促手数料)

第5条 流水占用料等を納期限内に納めない者に対して督促状を發したときは、督促状1通につき、郵便法(昭和22年法律第165号)第21条第1項の通常葉書の料金に相当する額の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第6条 流水占用料等の督促を受けた者が、その指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、督促状指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、流水占用料等滞納額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円に満たないときは、徴収しない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりとする。

(延滞金等の減免)

第7条 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金又は督促手数料を減免することができる。

別表中「2,000円」を「2,400円」に、「71円」を「84円」に、「110円」を「130円」に、「140円」を「170円」に、「280円」を「340円」に、「710円」を「840円」に、「1,400円」

を「1,700円」に改める。

別表の備考第3項中「10円と」を「切り上げるものと」に改め、同項を同表の備考第4項とし、同表の備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 占用の期間が1月に満たないときは、算定した占用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。

(堺市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 堺市法定外公共物管理条例(平成16年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「たい積する」を「堆積する」に改める。

第4条第1項中「市長の許可」の次に「(以下「使用許可」という。)」を加え、「許可を受けた」を「使用許可を受けた」に改め、同条第2項中「前項の許可」を「使用許可」に改める。

第5条第1項中「前条第1項の許可(以下「使用許可」という。)」を「使用許可」に改める。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、既存の使用物件に係る使用を更新した場合における更新後の初年度分の使用料については、当該年度の5月31日までに徴収する。

第9条の次に次の3条を加える。

(督促手数料)

第9条の2 使用料を納期限内に納めない者に対して督促状を発したときは、督促状1通につき、郵便法(昭和22年法律第165号)第21条第1項の通常葉書の料金に相当する額の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第9条の3 使用料の督促を受けた者が、その指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、督促状指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、使用料滞納額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円に満たないときは、徴収しない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりとする。

(延滞金等の減免)

第9条の4 災害、不測の事故その他市長においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金又は督促手数料を減免することができる。

第14条中「市長の承認」の次に「(以下「施行承認」という。)」を加える。

第15条を次のように改める。

(工事原因者の工事の施行等)

第15条 市長は、次に掲げる行為等により必要となった法定外公共物に関する工事又は維持について、当該行為等をした者に行わせることができる。

- (1) 法定外公共物の維持管理に関係のない工事
- (2) 法定外公共物を損傷し、又は汚損する行為
- (3) 法定外公共物の補強、拡幅等の構造変更

2 前条又は前項に規定する法定外公共物に関する工事又は維持に要する費用は、当該行為等をした者の負担とする。

第16条第1項中「第14条の承認(以下「施行承認」という。)」を「施行承認」に改める。

第18条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 第3条各号に掲げる行為をした者

別表中「2,000円」を「2,400円」に、「120円」を「140円」に、「12円」を「14円」に、「2,400円」を「2,800円」に、「990円」を「1,200円」に、「71円」を「84円」に、「110円」を「130円」に、「140円」を「170円」に、「280円」を「340円」に、「710円」を「840円」に、「1,400円」を「1,700円」に改める。

別表の備考第2項を次のように改める。

- 2 使用料の算定の基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たない端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表の備考第8項を同表の備考第9項とし、同表の備考第7項の次に次の1項を加える。

- 8 算定した使用料の額が使用1件につき1円に満たないときは、使用料を徴収しないものとする。

(堺市公園条例の一部改正)

第4条 堺市公園条例(昭和35年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第21条の見出し中「算定」を「算定等」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 使用面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその

端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第 21 条に次の 3 項を加える。

- 4 算定した使用料等の額が使用又は占用 1 件につき 100 円に満たないときは、これを 100 円とする。
- 5 算定した使用料等の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 6 第 12 条及び前各項の規定にかかわらず、算定した使用料等の額が、使用又は占用 1 件につき 1 円に満たない場合は、使用料等を徴収しない。

別表第 1 中「850 円」を「990 円」に、「160 円」を「190 円」に、「1,470 円」を「1,700 円」に、「1,150 円」を「1,300 円」に改める。

別表第 2 中「1,300 円」を「1,600 円」に、「2,000 円」を「2,400 円」に、「2,700 円」を「3,300 円」に、「1,200 円」を「1,400 円」に、「1,900 円」を「2,200 円」に、「2,600 円」を「3,100 円」に、「12 円」を「14 円」に、「2,400 円」を「2,800 円」に、「50 円」を「59 円」に、「71 円」を「84 円」に、「110 円」を「130 円」に、「140 円」を「170 円」に、「210 円」を「250 円」に、「280 円」を「340 円」に、「500 円」を「590 円」に、「710 円」を「840 円」に、「1,400 円」を「1,700 円」に、「990 円」を「1,200 円」に、「340 円」を「540 円」に、「115 円」を「130 円」に、「80 円」を「93 円」に、「320 円」を「370 円」に、「6,480 円」を「7,600 円」に、「20 円」を「23 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。
 - (1) 第 1 条中堺市道路占用料条例第 10 条及び第 11 条の改正規定
 - (2) 第 2 条中堺市準用河川占用料条例第 2 条の改正規定
 - (3) 第 3 条中堺市法定外公共物管理条例第 3 条から第 5 条まで、第 7 条、第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条の改正規定

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市道路占用料条例及び堺市準用河川占用料条例の別表の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の占用期間に係る占用料について適用し、同日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に占用が始まり、同日以後も引き続き占

用している物件で、占用期間が1年以内のものに係る占用料については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の堺市法定外公共物管理条例の別表の規定は、平成30年4月1日以後の使用期間に係る使用料について適用し、同日前の使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に使用が始まり、同日以後も引き続き使用している物件で、使用期間が1年以内のものに係る使用料については、なお従前の例による。

6 この条例による改正後の堺市公園条例の別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日以後の使用許可又は占用許可の期間（以下「使用期間等」という。）に係る使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用期間等に係る使用料等については、なお従前の例による。

7 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日前に使用又は占用（以下「使用等」という。）が始まり、同日以後も引き続き使用等している物件で、使用期間等が1年以内のものに係る使用料等については、なお従前の例による。

（経過措置）

8 この条例の施行の際、現に道路占用者である電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第3項に規定するガス小売事業者を除く。）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける占用物件に係る平成30年度以降の各年度の占用料の額は、占用料の支払業務を行っている事業所ごとに算出した占用料の額が前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額（次項において「調整占用料額」という。）を超える場合には、この条例による改正後の堺市道路占用料条例（次項において「新条例」という。）の別表の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

9 この条例の施行の際、現に道路占用者である者（前項に掲げる者を除く。）の占用物件に係る平成30年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が調整占用料額を超える場合には、新条例の別表の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

堺市道路占用料条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)の一部改正、地価の変動等に鑑み、本市における道路及び河川に係る占用料、法定外公共物に係る使用料並びに公園に係る使用料又は占用料(以下これらを「占用料等」という。)について、その額の改定を行うとともに、占用料等の算定に係る占用面積等の端数処理方法を精緻化することとし、次に掲げる条例について所要の改正を行うものであること。
 - ア 堺市道路占用料条例(昭和28年条例第9号)
 - イ 堺市準用河川占用料条例(平成12年条例第25号)
 - ウ 堺市法定外公共物管理条例(平成16年条例第51号)
 - エ 堺市公園条例(昭和35年条例第18号)
- (2) 道路法施行令の一部改正に鑑み、堺市道路占用料条例において、地下に設ける購買施設等に係る占用料の区分を新たに設けることとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 堺市準用河川占用料条例の規定による河川に係る占用料及び堺市法定外公共物管理条例の規定による法定外公共物に係る使用料について、それぞれ督促手数料及び延滞金に関する規定を追加するとともに、その他規定の明確化及び整備を行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (4) 規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成30年4月1日から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行するものであること。

- (1) 堺市道路占用料条例第10条及び第11条の改正規定
- (2) 堺市準用河川占用料条例第2条の改正規定
- (3) 堺市法定外公共物管理条例第3条から第5条まで、第7条、第14条から第16条まで及び第18条の改正規定

堺市附属機関の設置等に関する条例 の一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。
別表の第 1 項の表堺市プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定
委員会の項を次のように改める。

堺市プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会	本市が発注する人材派遣業務(英語教育に関するものに限る。)に係る随意契約の締結に当たって行う公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	8 人以内	1 年
-------------------------------------	--	-------	-----

附 則

この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

堺市プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会について、委員の任期を見直した上で、今後も引き続き附属機関として設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 30 年 1 月 1 日から施行するものであること。

関西広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、関西広域連合規約の変更について、別紙規約案をもって、関係府縣市と協議する。

[根拠]

地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

関西広域連合規約の一部を改正する規約案

関西広域連合規約（平成 22 年 12 月 1 日総行市第 250 号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号ア中「通訳案内士に」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に」に、「及び第 32 条（第 1 項を除く。）から第 34 条まで」を「（同法第 57 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第 33 条（第 1 項を除く。）及び第 34 条（同法第 59 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第 54 条（第 4 項を除く。）並びに第 55 条」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オからクまでをエからキまでとし、同項第 7 号中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 8 第 1 項に規定する試験に関する事務」に改め、同条第 2 項中「アからウまで」を「ア及びイ」に改める。

別表事業費の部第 4 条第 1 項第 3 号アからウまでに規定する事務に係る経費の項中「第 4 条第 1 項第 3 号アからウまで」を「第 4 条第 1 項第 3 号ア及びイ」に改め、同部第 4 条第 1 項第 3 号エからクまでに規定する事務に係る経費の項中「第 4 条第 1 項第 3 号エからクまで」を「第 4 条第 1 項第 3 号ウからキまで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、改正後の関西広域連合規約第 4 条第 1 項第 7 号に掲げる事務（同号アからウまでに掲げる事務を除く。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

関西広域連合規約の変更に関する協議について

1 変更の趣旨

本市が構成団体の一員である関西広域連合において、平成 31 年度から毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験を実施すること並びに通訳案内士法の一部改正により、通訳案内士の全国通訳案内士への名称変更及び地域通訳案内士制度の創設等が行われたことから、関西広域連合規約中、広域連合の処理する事務に関する規定について、所要の変更を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、第 4 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行するものであること。

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、平成 30 年度において当せん金付証券を次のとおり発売する。

発売総額 70 億円以内

[根 拠]

当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根拠]

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
ノ334	草部原田2号線	西区草部1655番11地先 西区原田91番11地先		地元要望
ハ1024	原田草部1号線	西区原田84番6地先 西区草部1628番2地先		〃
ニ233	神野32号線	西区神野町2丁1122番7地先 西区神野町2丁1067番1地先		本市施行
ハ1018	浜寺石津西62号線	西区浜寺石津町西5丁303番1地先 西区浜寺石津町西5丁309番1地先		〃
ハ1019	浜寺石津西浜寺諏訪森西5号線	西区浜寺石津町西5丁299番13地先 西区浜寺諏訪森町西1丁17番3地先		〃
ハ1020	浜寺諏訪森西42号線	西区浜寺諏訪森町西1丁22番14地先 西区浜寺諏訪森町西1丁19番10地先		〃
ハ1021	浜寺諏訪森西43号線	西区浜寺諏訪森町西1丁20番1地先 西区浜寺諏訪森町西1丁25番5地先		〃
ハ1022	浜寺諏訪森西44号線	西区浜寺諏訪森町西1丁35番8地先 西区浜寺諏訪森町西2丁79番3地先		〃
ハ1023	浜寺諏訪森西45号線	西区浜寺諏訪森町西1丁33番6地先 西区浜寺諏訪森町西1丁33番15地先		〃
キ458	北三国ヶ丘12号線	堺区北三国ヶ丘町1丁5番29地先 堺区北三国ヶ丘町1丁5番33地先		開発に伴う寄付
ハ1017	土師211号線	中区土師町2丁351番8地先 中区土師町2丁351番5地先		〃
イ222	石津52号線	堺区石津町3丁1240番56地先 堺区石津町3丁1240番62地先		都市計画法第39条による帰属
ヒ942	東上野芝32号線	堺区東上野芝町1丁109番14地先 堺区東上野芝町1丁109番8地先		〃
ノ544	新家52号線	中区新家町759番13地先 中区新家町700番1地先		〃
オ719	鳳西97号線	西区鳳西町3丁733番2地先 西区鳳西町3丁728番3地先		〃
ハ1015	浜寺昭和47号線	西区浜寺昭和町5丁652番3地先 西区浜寺昭和町5丁650番8地先		〃
ハ1016	浜寺元48号線	西区浜寺元町5丁749番5地先 西区浜寺元町5丁749番5地先		〃
シ863	宮山台43号線	南区宮山台4丁1番66地先 南区宮山台4丁1番62地先		〃

市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
ハ120	浜寺石津西41号線	西区浜寺石津町西5丁303番地先 西区浜寺石津町西5丁309番地先		本市施行
ハ123	浜寺石津西44号線	西区浜寺石津町西5丁299番地先 西区浜寺諏訪森町西1丁17番地先		〃
ハ216	浜寺諏訪森西9号線	西区浜寺諏訪森町西1丁21番地先 西区浜寺諏訪森町西1丁19番地先		〃
ハ218	浜寺諏訪森西11号線	西区浜寺諏訪森町西1丁20番地先 西区浜寺諏訪森町西1丁25番地先		〃
ハ221	浜寺諏訪森西14号線	西区浜寺諏訪森町西1丁35番4地先 西区浜寺諏訪森町西2丁79番地先		〃

市道認定路線図

47-22

整理番号 7334

社会福祉法人日下会特別養護老人ホーム

バルハウス管

社会福祉法人日下会くさべ保育園

原田ブルーヘブン広場

郵便郵便局

草部原田2号線

655-11

91-11

凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1024

社会福祉法人日下会特別養護老人ホーム
パルハウス
社会福祉法人日下会くさべ保育園

原田ブルーヘブン広場

原田草部1号線

1628-2

84-6

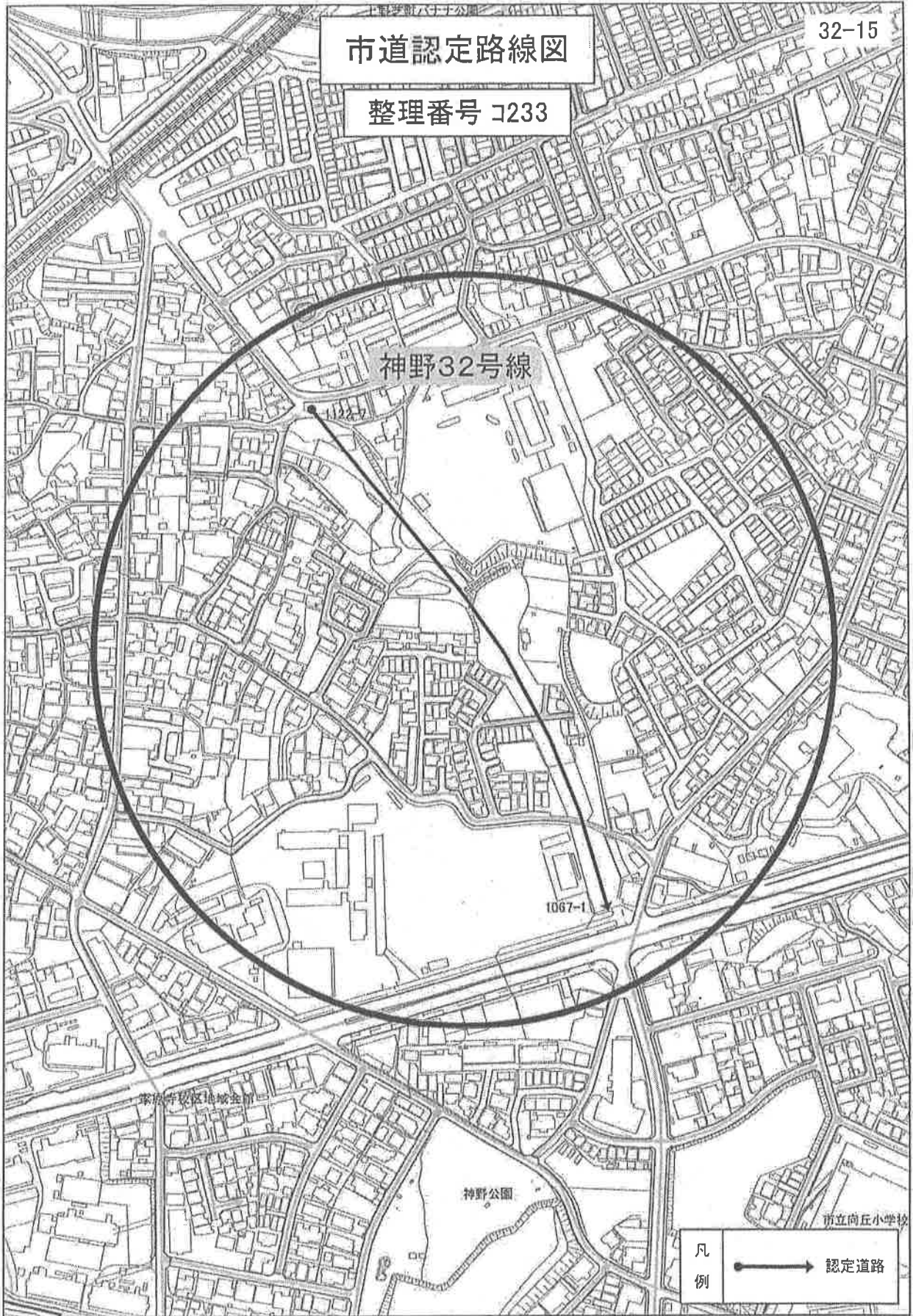
凡例
●————→ 認定道路

市道認定路線図

32-15

整理番号 233

神野32号線

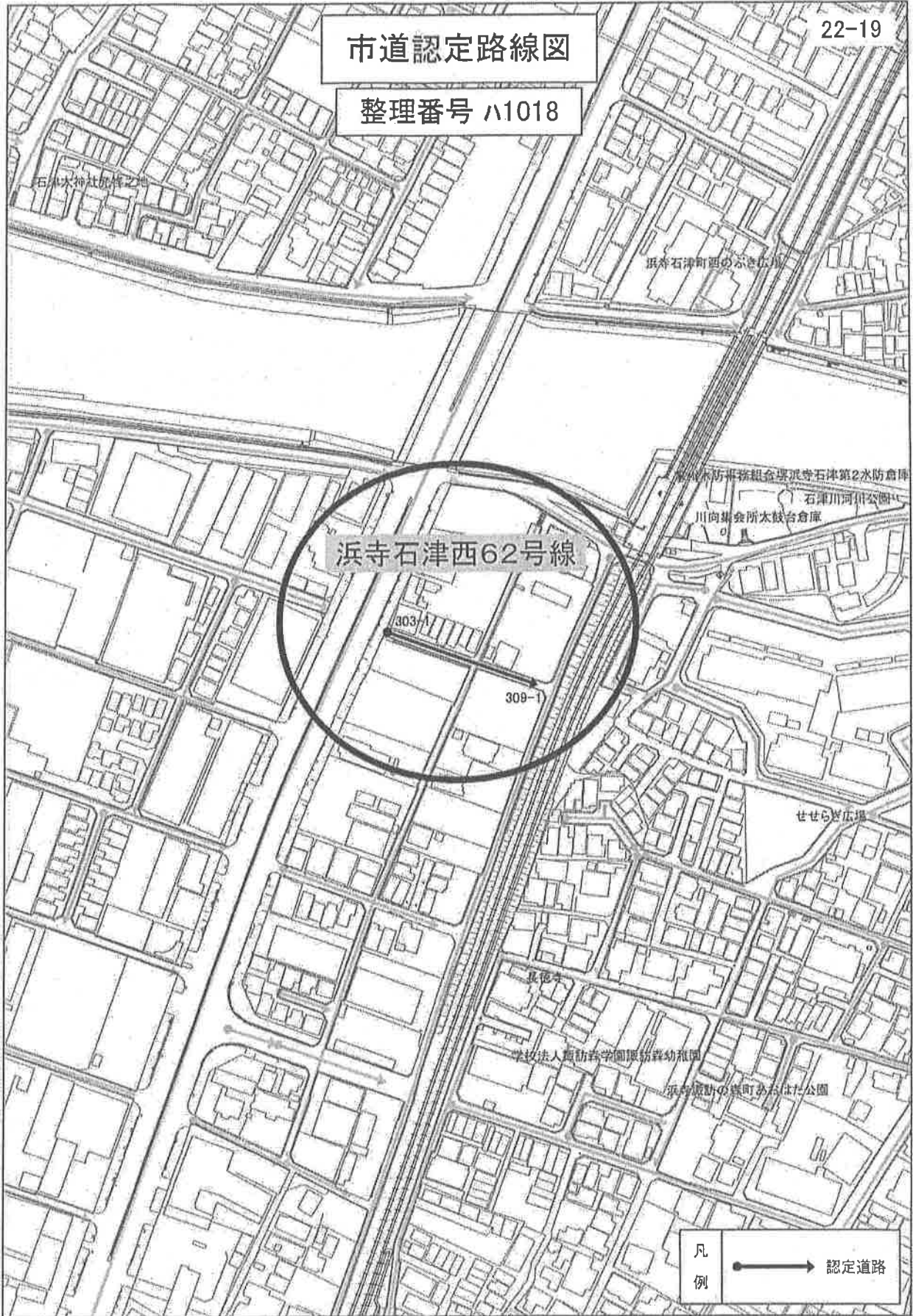


凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

22-19

整理番号 ハ1018



浜寺石津西62号線

303-1

309-1

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1019

浜寺石津町 22-24

泉州水防事務所 浜寺石津第2水防倉庫
石津川河川公園
川向集会所太鼓台倉庫

浜寺石津西浜寺諏訪森西5号線

299-13

17-3

長徳所

学校法人諏訪森学園諏訪森幼稚園

浜寺諏訪の森町あおぼた公園

あおぼた公園

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 八1020

22-24

泉州水防事務組合等兵庫区西森町2水防倉庫

川崎倉庫所本該倉庫

浜寺諏訪森西42号線

22-14

19-10

長瀬町

浜寺諏訪の青町おむすび22号

ついで公園

大阪府西警察署諏訪森交番

凡例	→ 認定道路
----	--------

市道認定路線図

整理番号 ハ1021

22-24

浜寺諏訪森西43号線

20-1

25-5

大阪府西警察署諏訪森交番

浜寺諏訪の森おおはた公園

みづほ公園

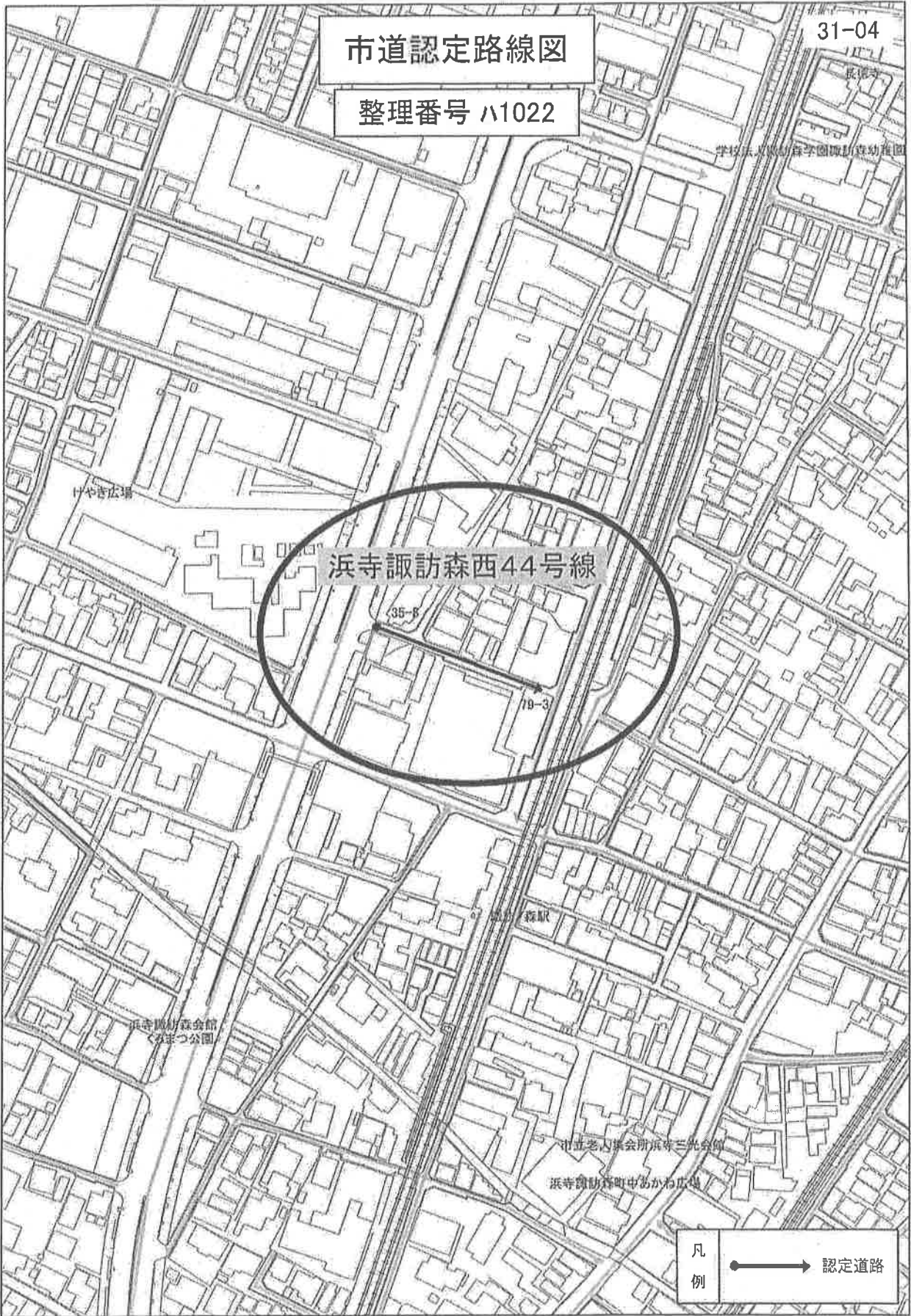
凡例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1022

31-04



浜寺諏訪森西44号線

35-8

10-3

森駅

浜寺諏訪森会館
くまづ公園

中野老人会館
浜寺三光会館
浜寺諏訪森町中あかむら

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1023



浜寺諏訪森西45号線

33-9
33-15

大阪府西宮警察署諏訪森交番

学校法人 諏訪森学園諏訪幼稚園
浜寺諏訪の森町あはれ公民館

浜寺諏訪森会館
くさまつ公園

森駅

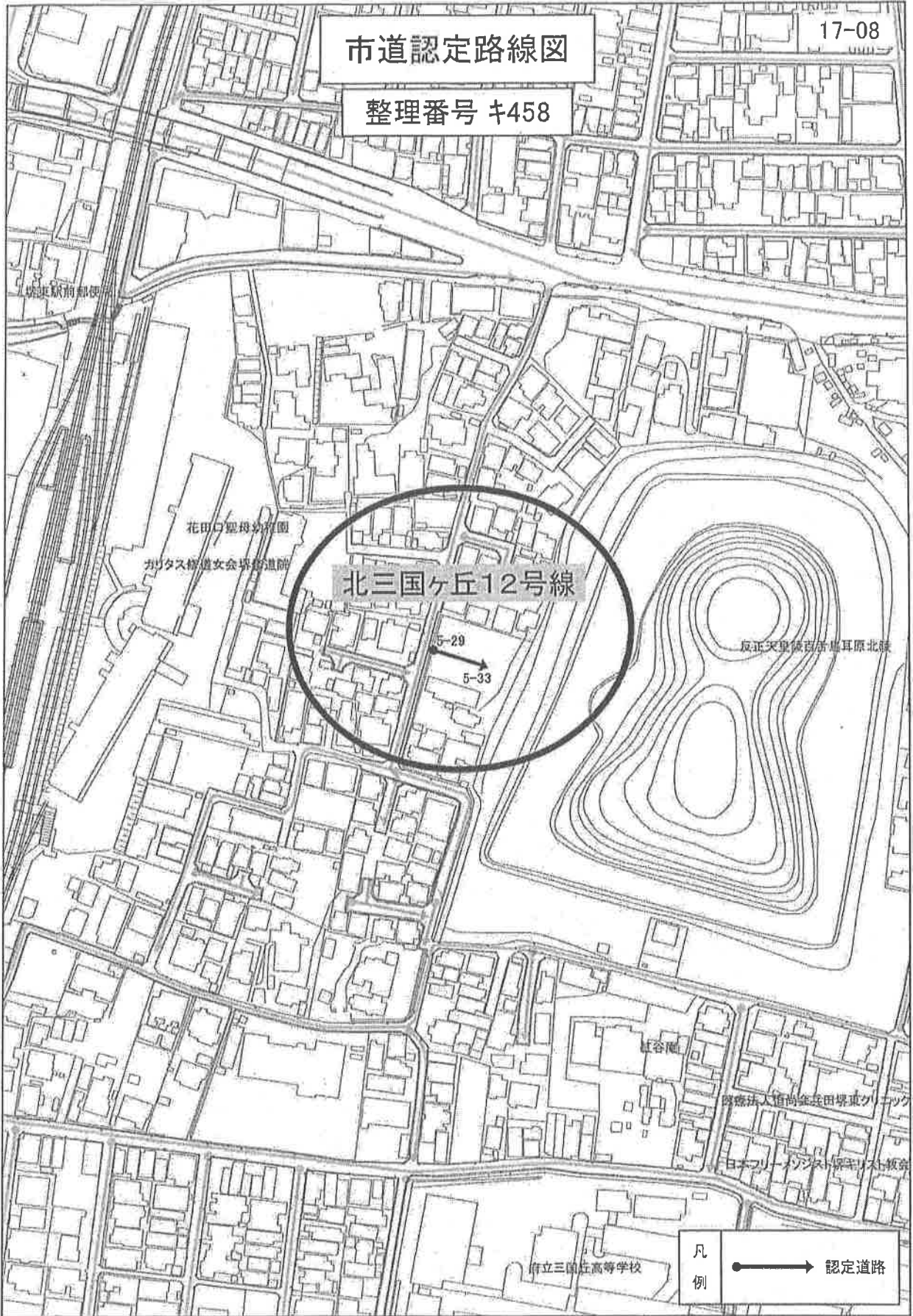
市立老人集会所浜寺三光会館
浜寺諏訪森町中あかむら広場

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

17-08

整理番号 ㊦458



百舌鳥共同墓地

34-16

市道認定路線図

整理番号 ハ1017

蘇和寺

土師211号線

351-8

351-5

土師町緑ていじん広場

関西電力(株)百舌鳥変電所

北瀬公園

凡例

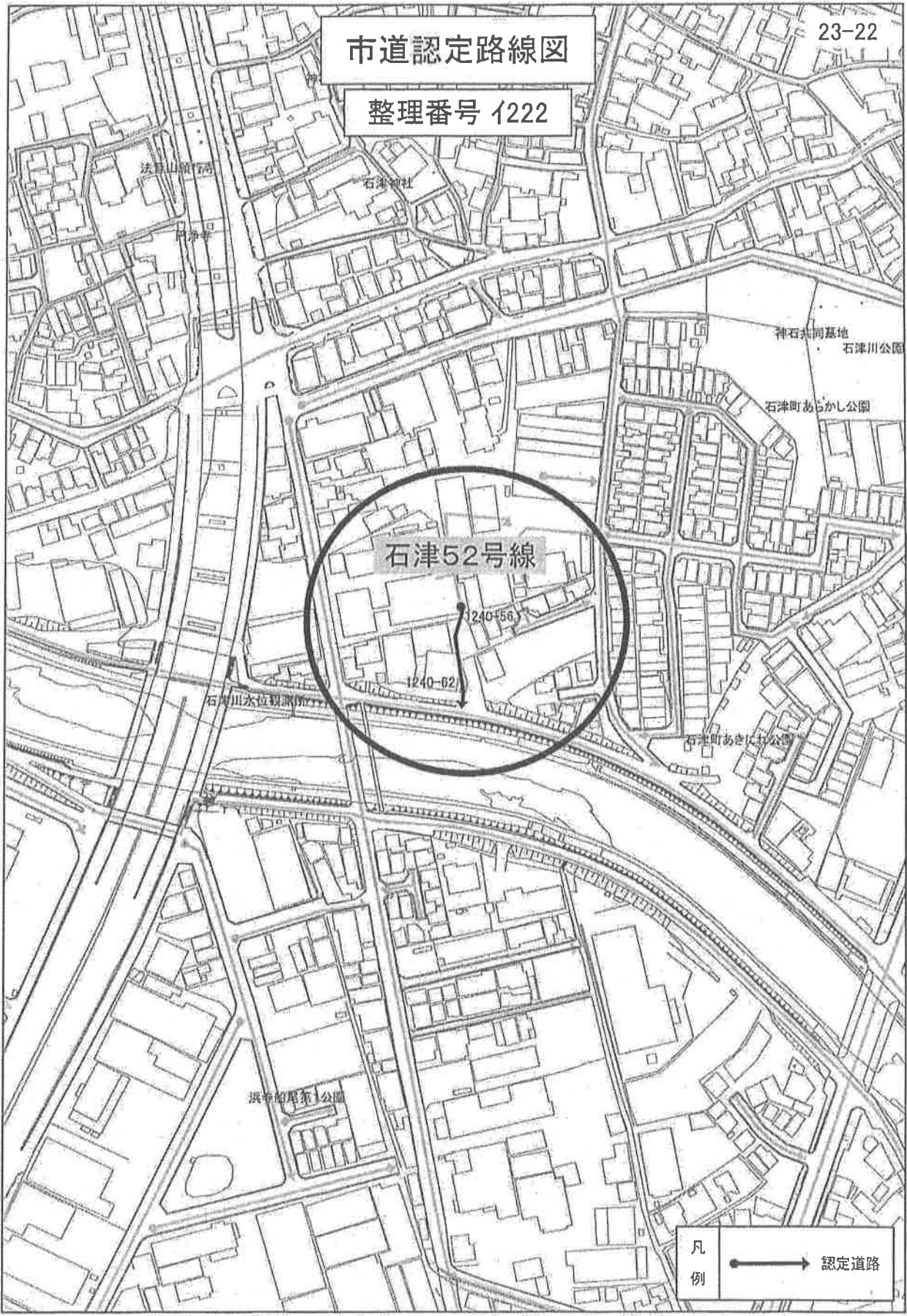


認定道路

市道認定路線図

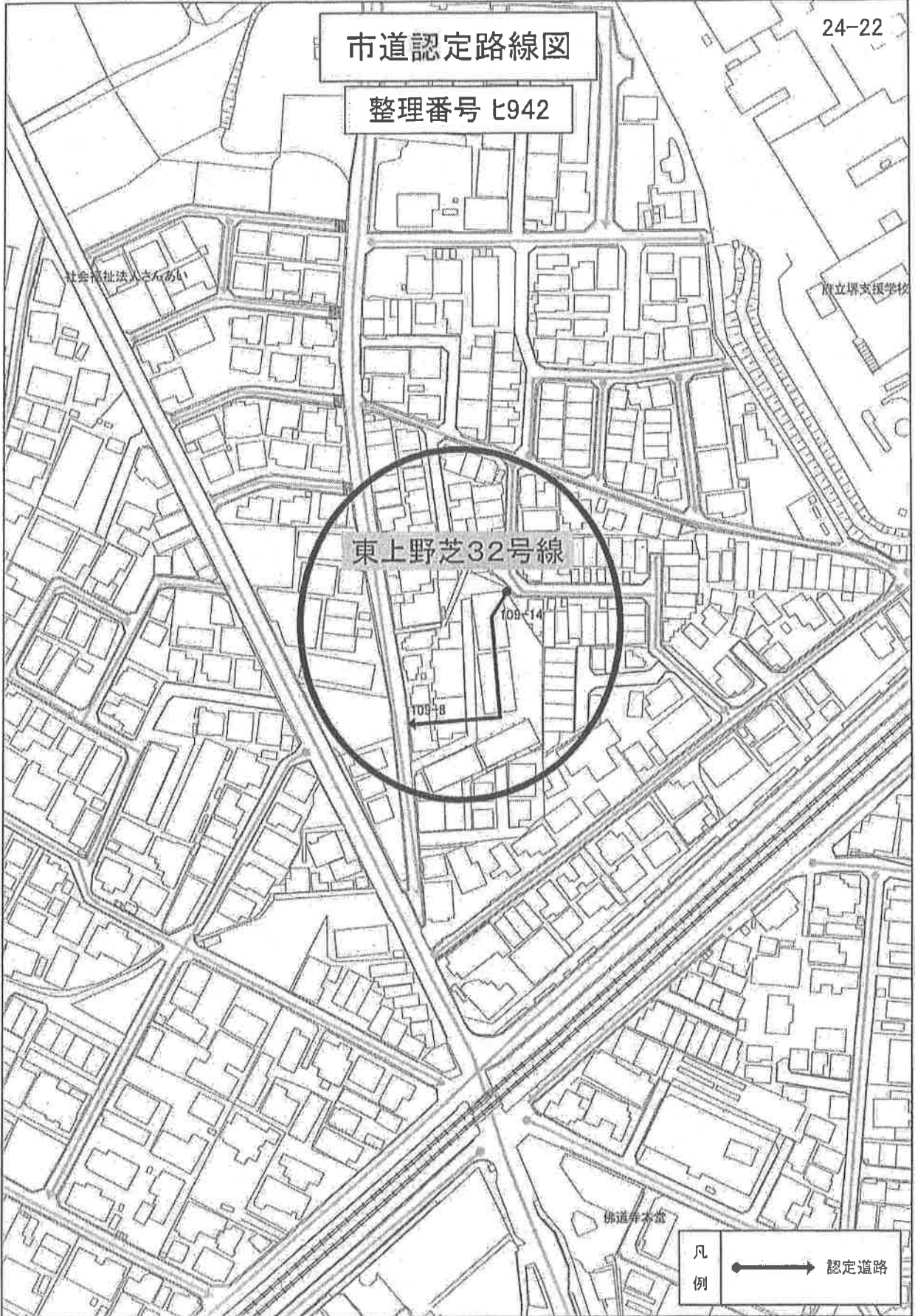
23-22

整理番号 1222



市道認定路線図

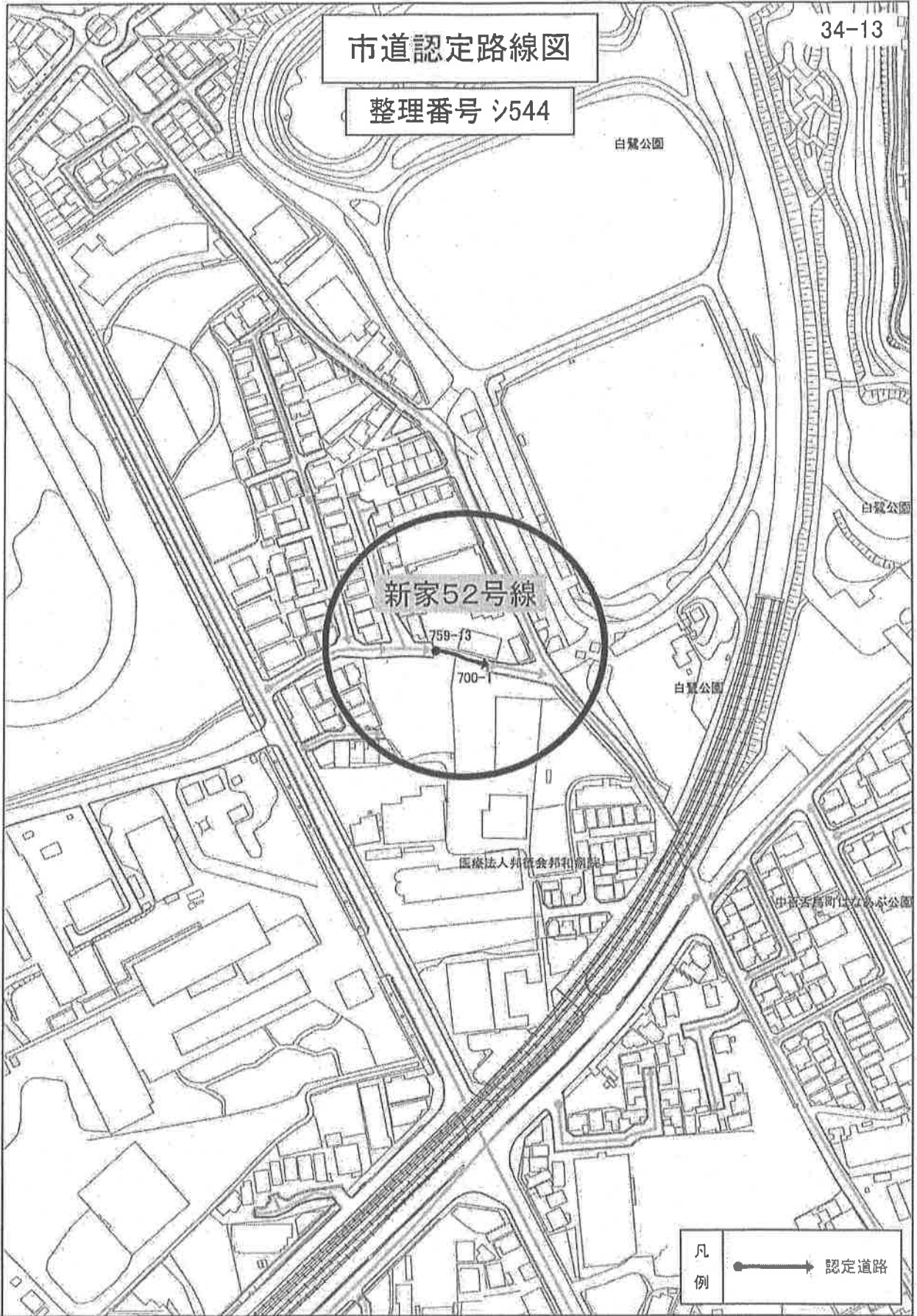
整理番号 ㊦942



市道認定路線図

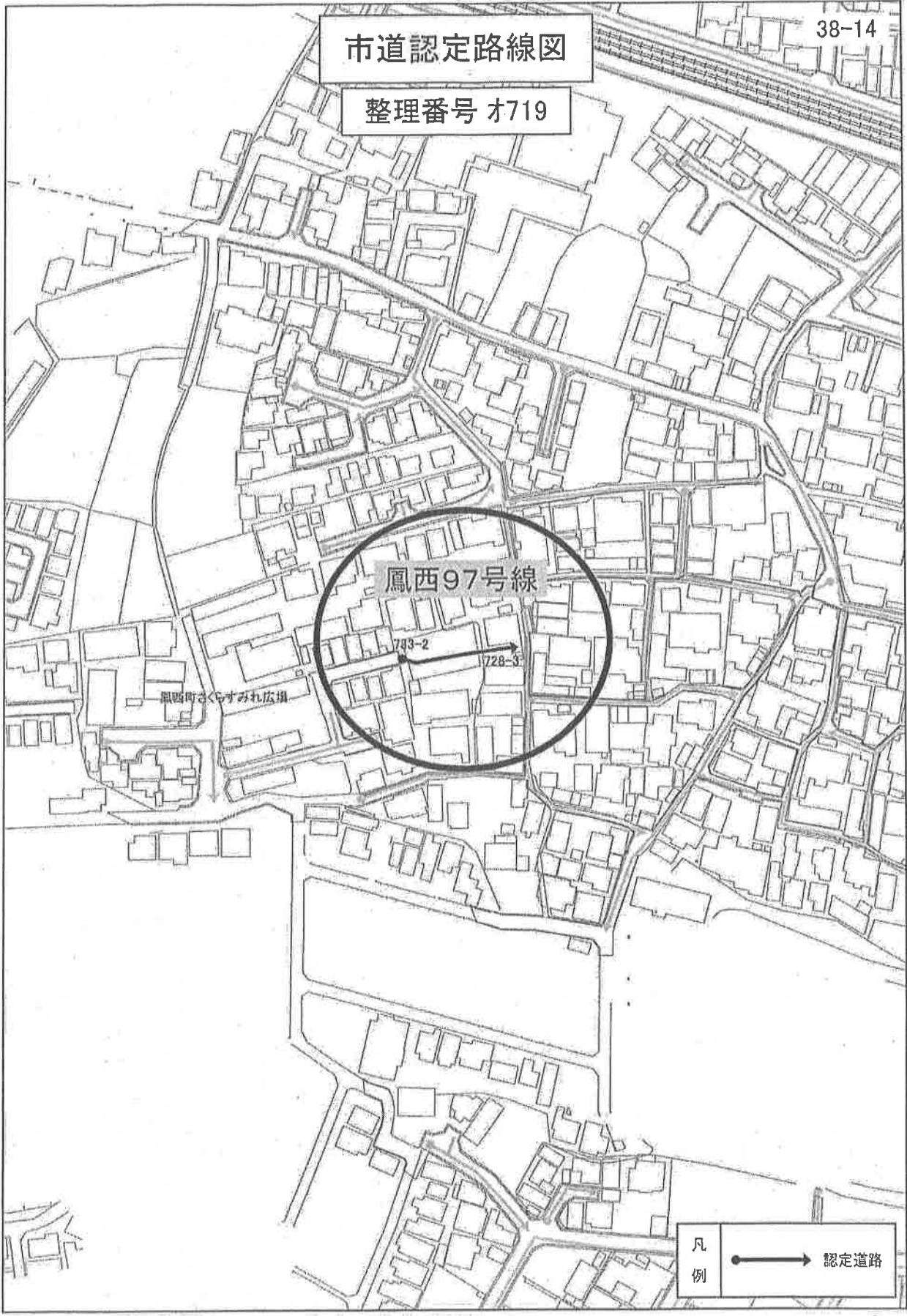
整理番号 544

34-13



市道認定路線図

整理番号 才719



鳳西町さくすみれ広場

鳳西97号線

743-2

728-3

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

31-24

整理番号 ハ1015

原寺公園駅

浜寺昭和47号線

650-B

650-3

浜寺南町クロスロード広場

社会福祉法人浜寺保育園

浜寺南町ふきのたけ広場

浜寺南町ヒバー広場

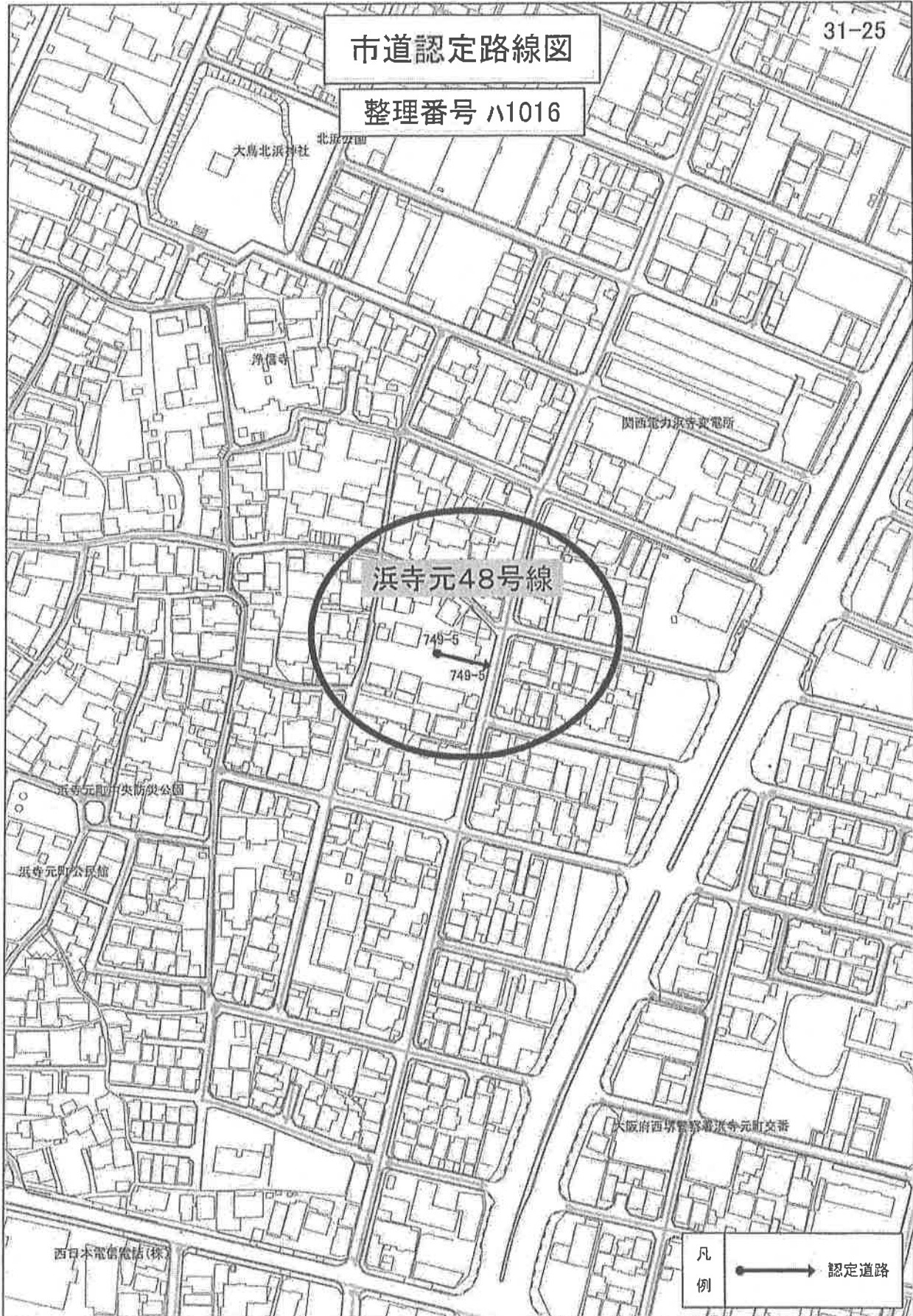
凡例




認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1016

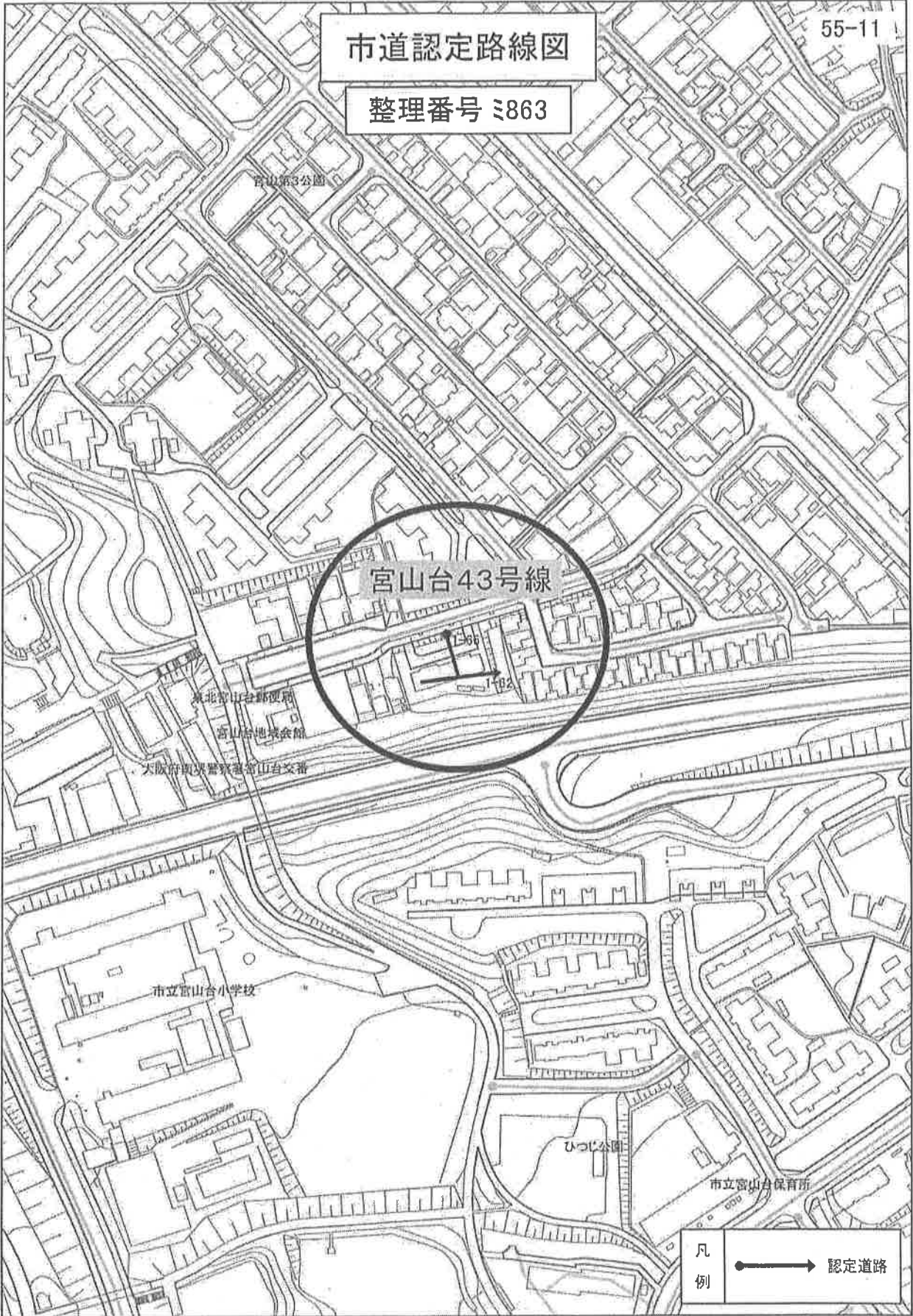


凡例
 認定道路

市道認定路線図

55-11

整理番号 863



市道廃止路線図

22-19

整理番号 ハ120 ハ123





市道廃止路線図

整理番号 八216 八218

浜寺諏訪森西9号線

浜寺諏訪森西11号線

凡例
 ← → 廃止道路

市道廃止路線図

整理番号 八221

31-04

学校法人廣新森学園廣新森幼稚園

けやき広場

浜寺諏訪森西14号線

85-4

79

森駅

浜寺諏訪森会館
くまの公園

市立老人集会所浜寺三光会館

浜寺諏訪森町中あかね広場



損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 76 号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 10 月 27 日

堺市長 竹 山 修 身

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

ガス管損傷事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 4,683,000 円
- 2 損害賠償の相手方 大阪市中央区平野町 4 丁目 1 番 2 号
大阪瓦斯株式会社
代表取締役社長 本荘 武宏

損害賠償の額の決定について

平成 28 年 10 月 20 日 (木) 午後 5 時ごろ、堺市堺区出島海岸通 1 丁 5 番 2 号地先の公道内において、給水管から漏水が発生し、圧力がかかった砂混じりの水流が、約 5cm 先に埋設されている、相手方所有のガス管の表面を削り取り損傷させたものである。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 4,683,000 円で合意に至ったものである。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
72	29.10.13	23,760	堺市北区新堀町 2丁126-6	レスダージュ 北花田管理組合 理事 長 村 田 実	平成29年7月20日(木) 午前9時50分ごろ、堺 市北区新堀町2丁126-6 地内において、環境事業 所職員が本市車両を運 転中、相手方所有のマン ション駐車場入口チェー ンゲートに接触し、損傷さ せたもの。
67	29.9.27	4,243	堺市南区 * * * * * * * *	* * * * * * * *	平成29年7月24日(月) 午前10時50分ごろ、 堺市堺区緑ヶ丘中町1 丁地先において、環境 事業管理課職員が本市 車両にて左側車線を走行 中、右側車線から方向 指示器での合図なしに車 線変更して来た相手方車 両と接触し、損傷させた もの。

(子育て支援部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
65	29.9.20	422,820	堺市堺区築港南 町2番地 堺第3区港湾福 社会館	株 式 会 社 大阪建物管理 代表取締役 前田由香利	平成29年6月19日(月) 午前11時30分ごろ、 堺市堺区翁橋町2丁2- 23地先において、幼保 推進課職員が本市車両 にて交差点に進入したと ころ、右側から直進してき た相手方車両と接触し、 損傷させたもの。

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
73	29.10.17	585,269	堺市堺区 *	* * * * * * *	平成 29 年 9 月 17 日 (日) 午後 10 時ごろ、堺市堺 区 * * * * * * * * * * 地内駐車場に駐車して いた相手方車両 2 台に、 強風に煽られたコンテナ ボックスの蓋が当たり、1 台の左前部ヘッドライトか ら後部バンパーに至るま での左側面、もう 1 台の 右側ドアに損傷を与えたも の。

(開発調整部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
66	29.9.20	223,304	堺市北区 * * * * * * * * * * *	* * * * * * *	平成 29 年 4 月 28 日 (金) 午前 9 時 55 分ごろ、堺 市堺区一条通 16 番 24 号地先において、宅地安 全課職員が本市車両に て交差点に進入したとこ ろ、対向車線から右折し てきた相手方バイクと接触 し、損傷させたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
70	29.10.6	47,692	堺市南区泉田中 36	光 栄 物 流 株 式 会 社 代 表 取 締 役 谷 光 司	平成 29 年 8 月 29 日 (火) 午前 9 時 20 分ごろ、堺 市西区鳳北町 10 丁 31-1 地先、市道石津上線か ら隣接する保育園へ進 入する際、市の管理する 水路鉄蓋がはねあがり、 車両底部を損傷したもの。

(自転車まちづくり部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
71	29.10.13	93,368	堺市中区** ***	*****	平成29年6月19日(月)午前10時20分ごろ、堺市東区北野田30-1地先において、自転車対策事務所職員が本市車両を運転中、走行中の相手方自転車に接触し、負傷させたもの。
77	29.11.2	193,996	堺市中区** *** *****	*****	平成29年8月29日(火)午前10時ごろ、堺市堺区向陵中町4-27地先において、自転車対策事務所職員が本市車両を後退させた際、停車中の相手方所有の車両に接触し、損傷させたもの。

(公園緑地部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
80	29.11.2	86,400	堺市西区** **	*****	平成29年7月11日(火)午前11時20分ごろ、堺市西区***において、大浜公園事務所職員が本市車両を運転中、相手方所有の店舗用テント底に接触し、損傷させたもの。

(消防局)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
69	29.9.29	10,664	大阪市浪速区敷 津東2-1-41	南海電気鉄道 株式会社 取締役社長 遠北光彦	平成29年9月7日(木)午後10時20分ごろ、堺市東区北野田90番地先において、中消防署職員が高規格救急自動車を緊急走行させ踏切内に進入した際に、相手方踏切遮断機の先端と、本市車両右側面が接触し、当該遮断機を損傷させたもの。

(学校教育部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
78	29.11.2	104,301	堺市東区*** ** ***** **	***** ***** *****	平成29年7月26日(水) 午前10時30分ごろ、 堺市北区百舌鳥梅北町 3丁115-1地先において、 支援教育課職員が本市 車両を運転中、アクセル 操作を誤り、赤信号で停 車していた前方車両に追 突し、前方車両の前部を 相手方車両の後部に接 触させ、負傷させたもの。
79	29.11.2	429,840	堺市東区*** ** ***** **	*****	平成29年7月26日(水) 午前10時30分ごろ、 堺市北区百舌鳥梅北町 3丁115-1地先において、 支援教育課職員が本市 車両を運転中、アクセル 操作を誤り、赤信号で停 車していた前方車両に追 突し、前方車両の前部を 相手方車両の後部に接 触させ、損傷させたもの。
81	29.11.2	666,000	堺市北区*** ***** ****	*****	平成29年7月26日(水) 午前10時30分ごろ、 堺市北区百舌鳥梅北町 3丁115-1地先において、 支援教育課職員が本市 車両を運転中、アクセル 操作を誤り、赤信号で停 車していた相手方車両の 後部に追突し、損傷させ たもの。

2 市長の専決事項の指定第 3 項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
60	29.9.13	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** ****堺市営 ***** 号の住宅及び駐車 場の明渡し並びに 住宅使用料 878,400 円及び使用料相当 損害金	堺市堺区*** ***** ***** *****	*****
61	29.9.13	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** ****堺市営 ***** 号の住宅明渡し並びに 住宅使用料 256,800 円及び住宅使用料相 当損害金	堺市堺区*** ***** * ***** *****	*****
62	29.9.13	訴えの提起に ついて	堺市中心区**** ****堺市営** ***** 号の住宅及び駐車 場の明渡し並びに 住宅使用料 225,700 円及び駐車場使用 料 14,000 円並びに 使用料相当損害金	堺市中心区*** ***** ***** *****	*****
63	29.9.13	訴えの提起に ついて	堺市中心区**** ****堺市営 ***** *号の住宅明渡し 並びに住宅使用料 13,729 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市中心区*** ***** ***** *****	***** *****

及び第 4 項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****号の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 878,400 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金並びに平成 28 年 4 月 1 日から明渡し済みに至るまでの駐車場使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****号の入居名義人である***は、住宅使用料を長期間にわたって滞納し、また駐車場については賃貸借契約を締結しておらず無断で使用している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 878,400 円及び使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****号の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 256,800 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****号の入居名義人である***は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 256,800 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市中区*****堺市営*****号の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 225,700 円及び駐車場使用料 金 14,000 円並びに入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営*****号の入居名義人である***は、住宅使用料及び駐車場使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 225,700 円及び駐車場使用料 14,000 円並びに使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市中区*****堺市営*****号の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 13,729 円及び死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営*****号の入居名義人である***は、平成 28 年 12 月 14 日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 13,729 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
64	29.9.13	訴えの提起に ついて	堺市西区**** **堺市営** *****号の住 宅の明渡し並びに 住宅使用料329,000 円及び駐車場使用 料55,000円並びに 住宅使用料相当損 害金	堺市西区** **** ***** ****	*****
75	29.10.26	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** *****堺市営 ***** 号の住宅明渡し並 びに住宅使用料 253,800円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区** ***** ***** ****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市西区*****堺市営*****号の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 329,000 円及び駐車場使用料 金 55,000 円並びに入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****号の入居名義人である*****は、住宅使用料及び駐車場使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 329,000 円及び駐車場使用料 55,000 円並びに住居使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****号の住宅及び同室前の共用廊下部分の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 253,800 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****号の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅及び同室前共用廊下部分の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 253,800 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

3 市長の専決事項の指定第5項

(文化部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
68	29.9.29	堺市民芸術文化ホール建設工事(その2)に伴う給排水衛生設備工事	大阪市北区 天満2丁目2 番16号	浦安・美和 建設工事共同企業体 代表構成員 浦安工業株式会社 大阪支店 執行役員支店長 八里増樹 他の構成員 美和設備工業 株式会社 代表取締役 栢瀬秀樹	変更前 515,104,920円 (消費税額等 38,155,920円) 変更後 515,763,342円 (消費税額等 38,204,692円)

(児童自立支援施設整備室)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
74	29.10.23	第2もず園園舎改築外工事	堺市堺区永 代町5丁1 番10号	株 式 会 社 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 中 東 栄	変更前 492,318,000円 (消費税額等 36,468,000円) 変更後 497,871,360円 (消費税額等 36,879,360円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
658,422 円 (消費税額等 48,772 円)	工事請負契約書第 24 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するもの。

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
5,553,360 円 (消費税額等 411,360 円)	平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額	国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。

平成29年第4回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）

平成29年11月 発行

編集・発行 堺市財政局 財政部 財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-17-0084